

危険物に関する犯罪・事故の報告について

昭和52年3月3日
 例規（保）第3号
 警察本部長

〔沿革〕	昭和58年5月例規（警）第21号 平成4年7月例規（警）第36号 平成12年4月例規（警）第18号 平成22年7月例規（通指）第32号	昭和61年9月例規（警）第17号 平成8年3月例規（警）第13号 平成18年3月例規（警）第10号
------	--	---

各部長、参事官、所属長

火薬類、高圧ガス、高圧ガス以外のガス、放射性物質及び消防危険物（以下「危険物」という。）を使用した犯罪・事故を認知した際の報告は、昭和52年4月1日から別表によることとしたので誤りのないようにされたい。

別表

報告の対象	報告事項	報告要領
1 危険物使用犯罪 危険物を使用した故意犯をいい、過失犯は含まない。	危険物使用犯罪発生（検挙）報告（別記様式第1）による。	危険物による犯罪又は事故を認知したときは、左欄の区分によりすみやかに電話又は電子メール報告する。
2 危険物による事故 危険物による爆発、火災、漏洩、流出、中毒、酸素欠乏、放射線被曝等の事故であつて死傷者を生じたもの、もしくは死傷者はなかつたがそのおそれ十分であると認められるもの（自殺を含む。）及び放射性物質の所在不明事故をいい、故意犯は含まない。	危険物による事故発生報告（別記様式第2）による。	
3 危険物の詐取、盗難事件 危険物が詐取又は窃取された事件をいう。	危険物の詐取、盗難事件発生（検挙）報告（別記様式第3）による。	

以下別記様式省略